

第 I 部 総 論

第 1 章 計画の趣旨

1. 計画策定の背景

- わが国では現在、社会の様々な面において、大きな構造変化が生じています。少子高齢化の進行、核家族化、ライフスタイルの多様化、地域の間人関係の希薄化など、社会情勢が大きく変化しています。
- 社会福祉の基本的な事項を定める「社会福祉事業法」が平成12年に全面改正され、新たに「社会福祉法」として制定されました。その中で、地域での生活を総合的に支援する地域福祉の推進が大きな柱のひとつとして位置づけられ、地域、行政、関係機関等が協働で取り組む地域福祉のしくみづくりが進められています。
- 社会福祉の基本的な考え方が、従来の「措置」から「契約」へ、「供給者主体」から「利用者主体」へと大きく転換しました。誰もが個人の尊厳を尊重され、地域の中でその人らしい生活を送ることができるための基盤を整備することが、福祉制度の大きな目標となっています。
- 基礎自治体として、地域住民に最も身近な行政である市町村の果たすべき役割は重要であり、本市では昭和63年に第1期の「東大阪市地域福祉計画」を策定しました。また、その後の社会情勢等もふまえ、平成16～20年度を計画期間とする「東大阪市新地域福祉計画」を策定し、地域福祉にかかる施策を推進してきました。
- 大阪府では、平成15年3月に策定された「大阪府地域福祉支援計画」の推進にあたり、地域において困難や課題を抱える人を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくため、地域資源を有効に活用しながら、重層的な相談機能などの整備を促進することをねらいとする「地域健康福祉セーフティネット構想」を打ち出されました。
- 本市は平成17年に中核市に移行し、事務の内容や財源に変化が生まれ、地域住民、社会福祉にかかる事業者等と連携を深めて、本市独自の施策の展開を図っており、住民により近く、総合的な行政運営を目指しているところです。本市における地域福祉の取り組みをさらに推進していくために、計画の総合的な見直しを行い、新たな計画を策定するものです。
- 社会福祉法人・施設の人材や設備、適切な運営は、地域福祉を推進するうえで重要な要素となりますが、本市が中核市に移行したことに伴い、社会福祉法人・施設の認可及び指導監査を市が行うことになりました。

- 新たな社会環境における福祉制度として、介護保険制度の改正、障害者自立支援制度の導入など様々な見直しが進められ、また、次世代育成支援対策推進法の制定もありました。
- 国において「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告（平成20年3月）が出されました。制度の狭間など、公的サービスのみでは現状・ニーズに十分な対応が難しい人々への支援を一層進めていくこと、「地域における新たな支え合い（共助）」の確立に向けた取り組みなど、地域福祉の一層の展開に向けた基本的な方針が示されました。
- 大阪府において、第2期地域福祉支援計画を平成20年度に策定し、今後の地域福祉の姿を提示してその実現に向けて地域・市町村の地域福祉の推進を計画的に支援することとしています。
- 以上の観点に基づき、本市における新たな地域福祉の推進に向け、「第3期地域福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の役割と位置付け

(1) 地域福祉とは何か

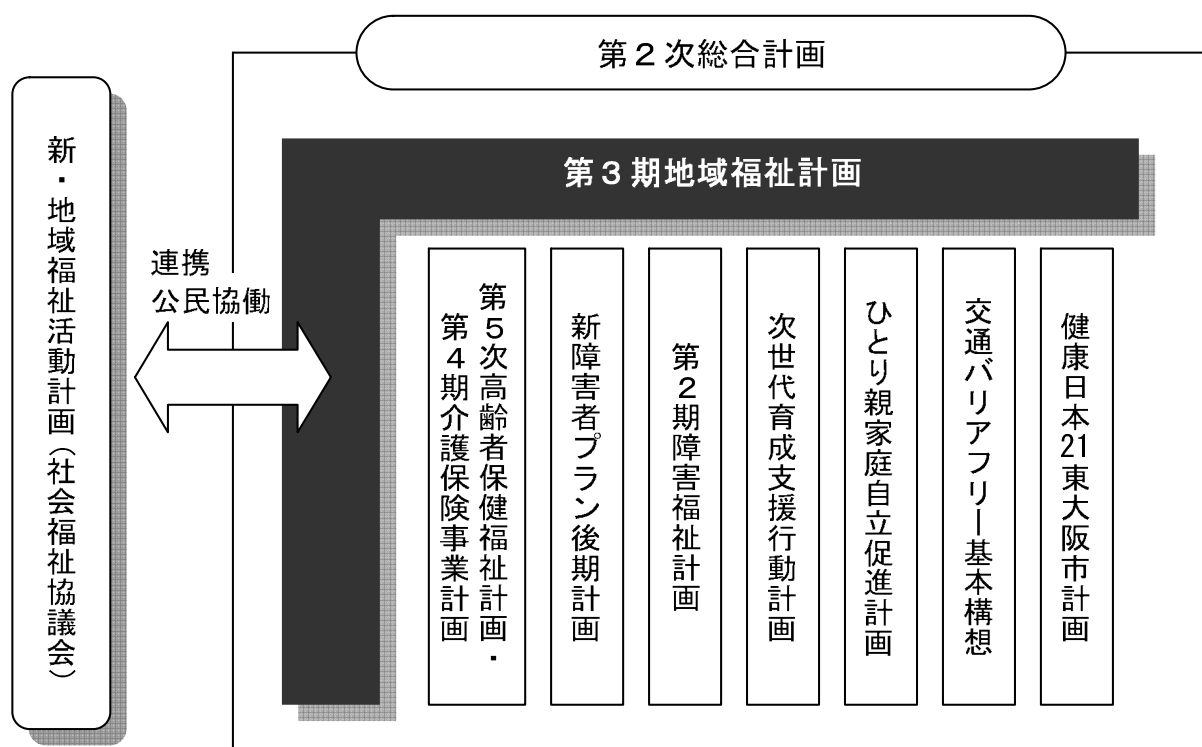
- 「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みです。
- 暮らしの安心のためには、自ら備える「自助」、地域等でお互いに助けあう「共助」、公的な福祉サービス等による「公助」の3つの視点が必要です。高齢者や障害者など、何らかのハンディキャップのある人を支えるためには、公的な福祉サービスで対応する「公助」が原則であり、よりよい制度づくりを進めていくべきことは言うまでもありませんが、「公助」のみでは十分にカバーできない領域のあることも事実です。
- 地域福祉は、日常生活の中で何らかの支援が必要になった人を地域を基盤として包み込み、支えていく「共助」のしくみが中心となります。対象は一部の人ではなくすべての住民であり、その推進にあたっては、地域住民、行政、社会福祉協議会^(注)、専門機関、事業者、ボランティア等の多くの人・組織などの役割分担と協働が大切になります。
- 「地域福祉計画」は、このしくみづくりの道筋を示し、地域福祉の総合的・計画的・効果的な推進を図るものです。

※本文中、（注）の表記のある文言は、資料編に用語説明を記載しています。（以下同様）

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定されるものです。
- また、本計画は、第2次総合計画を上位とし、第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画、新障害者プラン後期計画、第2期障害福祉計画、次世代育成支援行動計画、ひとり親家庭自立促進計画、交通バリアフリー^(注)基本構想、健康日本21東大阪市計画等、各分野別計画の地域における展開を総括するものと位置付けられます。
- したがって、本計画は、地域を視点に据え、保健・福祉分野にまたがる基本的な事項を分野横断的に定める計画であり、総合計画と分野別計画の中間に位置付けられるものです。
- 市民の地域福祉活動の推進役となる東大阪市社会福祉協議会が策定する、「新・地域福祉活動計画」（計画期間は平成21年度から25年度とする）と一体的に、公民協働による地域福祉の推進を図るものです。

<地域福祉計画と上位・関連計画との関係>



3. 計画策定体制

- 本計画の策定にあたっては、住民等の意見を反映していくため、市民アンケート調査を実施し、ニーズの把握を行いました。また、各リージョンにおいてワークショップ^(注)形式の地域懇談会（7回）を実施し、住民参加を通じた意見の収集に努めました。
- 専門的な検討を行うため、学識経験者、関係機関代表等からなる東大阪市社会福祉審議会の「地域福祉専門分科会」と、公募市民等を加えた「地域福祉計画策定懇話会」の合同会議を設置し、集中的な討議を行いました。

4. 計画期間

- 本計画は、平成21年度から平成25年度の5カ年を計画（実施）期間とします。